



Title	EU扶養規則における扶養事件の国際裁判管轄権
Author(s)	北坂, 尚洋
Citation	国際公共政策研究. 2016, 21(1), p. 73-83
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57769
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

EU 扶養規則における扶養事件の国際裁判管轄権

International Judicial Jurisdiction in Matters of Maintenance Obligations under EU Maintenance Regulation

北坂 尚洋*

Naohiro KITASAKA*

Abstract

This article deals with the international judicial jurisdiction in matters of maintenance obligations under EU Maintenance Regulation (Council Regulation (EC) No 4/2009 of 18 December 2008 on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and cooperation in matters relating to maintenance obligations). Through examining this regulation, I will consider the international judicial jurisdiction in matters of maintenance obligations under Japanese law.

キーワード : EU 扶養規則、扶養事件の国際裁判管轄権、EU 国際民事手続法

Keywords : EU Maintenance Regulation, international judicial jurisdiction in matters of maintenance obligations, EU international civil procedure

*福岡大学法学部教授

1. はじめに

本稿は、「扶養義務事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び協力に関する 2008 年 12 月 18 日の理事会規則 4/2009¹」(以下では、「EU 扶養規則」という。)の国際裁判管轄規定を検討するものである。EU 扶養規則の検討を通して、扶養事件の国際裁判管轄権(以下では、「管轄権」という。)に関する日本の規定への示唆を得たいと考えている。

2. EU 扶養規則

2.1: 成立の経緯²

ヨーロッパ諸国間には、国際的な扶養事件の直接管轄権に関する規定は、1968 年にブリュッセルで署名された「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 1968 年ブリュッセル条約³」(以下では、「ブリュッセル I 条約」という。)に存在していた⁴。同条約では、扶養事件の管轄権は、普通裁判籍(2 条 1 項)、扶養事件の特別裁判籍(5 条 2 号)、管轄合意(17 条)、応訴管轄(18 条)等に関する規定により判断されていた。このうち、扶養事件の特別裁判籍に関する規定(同条約成立当時)は、扶養権利者の住所又は常居所地の裁判所が管轄権を有する旨を定めていた。

その後、デンマーク・アイルランド・イギリスの共同体加入の際、ブリュッセル I 条約に関して、1978 年加入条約⁵が締結され、ブリュッセル I 条約が部分的に改正された。扶養事件の管轄規定も改正された規定の 1 つであり、扶養権利者の住所又は常居所地の裁判所に加えて、人の身分に関する手続の管轄裁判所も、一定の要件の下で、扶養事件の管轄権を有することになった。

さらに、ブリュッセル I 条約は規則化され、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 44/2001⁶」(以下では、「ブリュッセル I 規則」という。)が制定された。その結果、扶養事件の管轄規定は、1978 年加入条約で改正されたブリュッセル I 条約の規定内容のまま、同規則に定められた。もともと、同規則は、デンマークには適用されない(同規則 1 条 3 項)。

他方、2007 年に開催されたハーグ国際私法会議では、「子の養育費その他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約⁷」(以下では、「2007 年ハーグ条約」という。)が採択された。同条約は、行政協力、中央当局を介する申立て、変更申立ての制限、承認・執行等について定める条約である(同条約 1 条)。同条約は、扶養事件の管轄権について直接定めておらず、それを締約国国内法に委ねている(同

¹ OJ 2009, L7, p.1.

² EU 扶養規則の成立経緯については、EU 扶養規則の前文、岡野祐子「夫婦間の財産問題に関する EU 国際私法」法と政治 66 巻 2 号 52-60 頁 (2015 年)、金汶淑「扶養に関する EU 国際私法の最近の動向」国際私法 13 号 29-31 頁 (2012 年)、Hausmann, Internationales und Europäisches Ehescheidungsrecht, 2013, S.348、Rauscher(Hrsg.), Eu ZPR-EuIPR, 4.Aufl. 2015, S.458-462(Andrae)、Gruber, Die neue EG-Unterhaltsverordnung, IPRax 2010, S.128-129 等を参照。

³ OJ 1972, L299, p.32. 同条約の条文は、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約 (1) (2・完)」民商 122 巻 3 号 426 頁、同巻 4・5 号 712 頁 (2000 年)等に翻訳されている。

⁴ なお、間接管轄権等について定めた条約としては、1958 年に開催されたハーグ国際私法会議で採択された「子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約」や、1973 年に開催された同会議で採択された「扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約」がある。これらの条約の締約国等の状況は、ハーグ国際私法会議のホームページ[<https://www.hcch.net/en/home>]で確認できる。

⁵ Convention of Accession of 9 October 1978 of the Kingdom of Denmark, of Ireland and of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Convention on jurisdiction and enforcement of judgements in civil and commercial matters and to the Protocol on its interpretation by the Court of Justice, OJ 1978, L304, p.1.

⁶ OJ 2001, L12, p.1. 同規則の条文は、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセル I 規則) (訳) (上) (下)」際商 30 巻 3 号 311 頁、同巻 4 号 465 頁 (2002 年)等に翻訳されている。

⁷ 同条約の条文は、舟橋伸行「ハーグ国際私法会議第 21 会期の概要」民月 63 巻 7 号 20-58 頁 (2008 年)に翻訳されている。同条約の締約国等の状況は、ハーグ国際私法会議のホームページ(注(4))で確認できる。

条約 10 条 3 項)。EU 構成国(以下では、「構成国」という。)は、デンマークを除いて、同条約締約国である⁸。

しかし、構成国内では、扶養権利者は、他の構成国でも自動的に執行できる決定をさらに容易に得ることができるようにすべきと考えられるようになり、このため、扶養事件に関する管轄権、準拠法、承認、執行、法的扶助、中央当局間の協力に関する規定を含んだ規則として制定されたのが、EU 扶養規則である(前文(9)(10))。同規則 76 条 3 項より、同規則の規定は、2011 年 6 月 18 日から適用されている⁹。

ブリュッセル I 規則を改正した「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する 2012 年 12 月 22 日の欧州議会及び理事会規則 1215/2012¹⁰」(以下では、「ブリュッセル I a 規則」という。)2 条(e)では、EU 扶養規則の制定を受けて、家族関係から生じる扶養義務は同規則の対象外の事項とされている。

なお、構成国とアイスランド・ノルウェー・スイスとの間では、ブリュッセル I 規則とほぼ同内容の規定を含む「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する条約¹¹」(以下では、「ルガノ条約」という。)が締結されている¹²。紙幅の都合上、本稿では、EU 扶養規則とルガノ条約との関係については取り上げない¹³。

2.2: 適用範囲

(1) 対象となる扶養

EU 扶養規則は、家族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生じる扶養義務に適用される(1 条 1 項)。同規則には、扶養義務を定義する規定はないが、前文(11)では、「扶養義務」は、同規則独自に解釈されるべきものと説明されている。

なお、同規則は、国際的な扶養事件に適用されるものであり、純粋に国内的な扶養事件には適用されないと解されている¹⁴。

(2) 場所的適用範囲

EU 扶養規則 1 条 2 項には、同規則でいう構成国は、同規則が適用される構成国であるとだけ定められている。同規則が適用される構成国は、EU を構成する全ての国であり、特に、EU 法上特別の取扱いが認められているイギリス・アイルランド、そして、デンマークについては、次のように説明されている¹⁵。同規則にオプトインの可能性を EU 法上有するイギリスとアイルランドも、同規則に参加している。これに対して、EU 扶養規則はデンマークには直接的には適用されない。しかし、デンマークは、ブリュッセル I 規則について EU と締結した並行協定に基づく宣言¹⁶により、EU 扶養規則がブリュッセル I 規則を修正する範囲で、EU 扶養規則の内容を履行することになった。それにより、EU 扶養規則は、第 6 章の準拠法規定と第 7 章の中央当局間の協力に関する規定を除いて、デ

⁸ ハーグ国際私法会議のホームページ(注(4))を参照。

⁹ Hausmann, a.a.O., S.350; Rauscher, a.a.O., S.828(Andrae); Thomas/Putzo, ZPO, 37. Aufl. 2016, S.2192 (Hüßtege); Andrae, Internationales Familienrecht, 3. Aufl. 2014, S.532. 岡野・前掲注(2)50 頁、金・前掲注(2)32 頁も参照。

¹⁰ OJ 2012, L351, p.1. 同規則の条文は、法務省大臣官房司法法制部編『欧州連合(EU)民事手続法』47 頁(2015 年)等に翻訳されている。

¹¹ OJ 2009, L147, p.5.

¹² OJ 2009, L147, p.1.

¹³ この点については、Hausmann, a.a.O., S.385-386; Rauscher, a.a.O., S.547-548 等を参照。

¹⁴ Hausmann, a.a.O., S.349; Rauscher, a.a.O., S.514; Gruber, a.a.O., S.133; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2194. 金・前掲注(2)32 頁も参照。

¹⁵ Hausmann, a.a.O., S.350; Rauscher, a.a.O., S.493-494; Gruber, a.a.O., S.131; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2194. 前文(46)-(48)、岡野・前掲注(2)60 頁、金・前掲注(2)32 頁も参照。

¹⁶ OJ 2009, L149, p.80.

ンマークにも適用される。

(3) 人的適用範囲

ブリュッセル I 規則は、同規則が適用される構成国に被告が住所を有さない場合には適用されないことが原則であった(同規則 4 条 1 項)。ブリュッセル I a 規則 6 条 1 項も同内容を定めている。他方で、EU 扶養規則にはそのような制限がなく、EU 扶養規則は、被申立人が構成国に常居所を有さない場合にも適用される¹⁷。

2.3: 管轄規定

(1) 管轄規定の全体構造

EU 扶養規則では、第 2 章が管轄規定を定めており、それは、3 条から 14 条までの規定で構成されている。そのうち、管轄規定の中心となるのは、法定管轄について定める 3 条、合意管轄について定める 4 条、応訴管轄について定める 5 条、補充管轄について定める 6 条、緊急管轄について定める 7 条であろう¹⁸。これらの規定は、「裁判所」の管轄権について定める規定であるが、「裁判所」には、司法機関だけでなく、行政機関も含まれる(2 条 2 項)。これらの規定では、常居所や国籍が管轄原因とされている(後述(2)-(6)を参照)。常居所の定義規定はない¹⁹。国籍については、家事事件での基準としてドミサイルの概念を用いる構成国では、国籍の代わりにドミサイルが基準となる旨の規定がある(2 条 3 項)。

ブリュッセル I 条約、ブリュッセル I 規則、ブリュッセル I a 規則、そして、婚姻事件や親責任事件の管轄規定等を定める「婚姻事件及び親責任事件の管轄権及び判決の承認・執行に関する規則²⁰」(以下では、「ブリュッセル II a 規則」という。)では、それらで定められている管轄規定に加えて、構成国国内法上の管轄規定が適用される余地があった。これに対して、EU 扶養規則では、同規則が適用される場合、扶養事件の管轄権は、暫定的措置(14 条)を除いて²¹、同規則の管轄規定のみによって判断され(前文(15))、構成国国内法上の管轄規定が適用される余地はない²²。

(2) 法定管轄

① 3 条

扶養事件の法定管轄を定める EU 扶養規則の規定は、3 条である。それは次のような規定である。

「第 3 条 一般規定

構成国における扶養義務事件について、管轄権は次の裁判所にある。

(a) 相手方が常居所を有する地の裁判所

(b) 扶養権利者が常居所を有する地の裁判所

(c) 扶養事件が人の身分に関する手続に附随する場合、人の身分に関する手続について、その国内法によって管轄権を有する裁判所。ただし、その管轄権は、当事者一方の国籍だけに基づくものであって

¹⁷ Hausmann, a.a.O., S.349; Rauscher, a.a.O., S.503; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2194.

¹⁸ なお、このうち、3・4・5 条は、国際裁判管轄規定であるだけでなく、国内土地管轄規定でもある。例えば、3 条について、Hausmann, a.a.O., S.365; Rauscher, a.a.O., S.511; Gruber, a.a.O., S.132; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2193; Andrae, a.a.O., S.389 等を参照。金・前掲注(2)33 頁も参照。

¹⁹ これについては、Hausmann, a.a.O., S.366-368; Rauscher, a.a.O., S.518-523; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2195 等を参照。

²⁰ OJ 2003, L338, p.1.

²¹ この点について、Hausmann, a.a.O., S.412-413; Rauscher, a.a.O., S.591; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2196; Andrae, a.a.O., S.562 を参照。

²² Hausmann, a.a.O., S.363-364; Rauscher, a.a.O., S.556; Gruber, a.a.O., S.134. 岡野・前掲注(2)62 頁、「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」420 頁 [西谷祐子執筆] (2012 年) も参照。なお、後者の文献は、<http://www.moj.go.jp/content/000103358.pdf> より入手可能である。

はならない。

(d) 扶養事件が親責任に関する手続に附随する場合、親責任に関する手続について、その国内法によって管轄権を有する裁判所。ただし、その管轄権は、当事者一方の国籍だけに基づくものであってはならない。」

同条によれば、(a)相手方の常居所地の裁判所、(b)扶養権利者の常居所地の裁判所、(c)一定の要件の下で、人の身分に関する手続(身分関係事件)の管轄裁判所、(d)一定の要件の下で、親責任に関する手続(親責任事件)の管轄裁判所が、扶養事件の管轄権を有する²³。これら 4 つには優先順位がなく、申立人はこれらから裁判所を選択することができる²⁴。

②a 号

a 号は、相手方の常居所地の裁判所に扶養事件の管轄権を認める規定である。この規定は、ブリュッセル I 規則 2 条 1 項の普通裁判籍の規定を引き継ぐものであり²⁵、「原告は被告の法廷に従う (actor sequitur forum rei)」という法諺に従うものといえよう²⁶。

しかし、管轄基準に着目すると、ブリュッセル I 規則 2 条 1 項が被告の常居所又は住所を基準にしていたのに対して、EU 扶養規則 3 条 1 項 a 号は被告の常居所のみを基準にしている点で、両者は異なる。2007 年ハーグ条約と同会期に採択された「扶養義務の準拠法に関する議定書²⁷」(以下では、「ハーグ議定書」という。)で定められている準拠法規定は、住所ではなく、常居所を連結点としており、EU 扶養規則が常居所のみを基準とすることによって、EU 扶養規則とハーグ議定書で同じ基準が用いられることになる²⁸。

③b 号

b 号は、扶養権利者の常居所地の裁判所に管轄権を認める規定である。ここでいう扶養権利者とは、「扶養を受ける権利を有する個人又は扶養を受ける権利を有すると主張する個人」(2 条 10 項)である。

扶養権利者の常居所地の裁判所に管轄権を認める理由として、(ア)その地に管轄権を認めることで、保護が特に必要と考えられる扶養権利者が権利を遂行しやすくなる、(イ)通常、その地は、扶養を決定するのに一番適切な地である、(ウ)その地に管轄権を認めることで、ハーグ議定書が指定する準拠法との並行が可能となることが挙げられている²⁹。

ブリュッセル I 規則 5 条 2 項では、扶養権利者が住所又は常居所を有する地の裁判所が管轄権を有すると定められていた。これに対して、EU 扶養規則では、扶養権利者の常居所のみが管轄原因とされた。扶養権利者の常居所のみを管轄原因とすることで、扶養義務の準拠法を定めるハーグ議定書と同じく、常居所を基準とすることになると説明されている³⁰。

④c 号

c 号は、一定の要件のもとで、身分関係事件の管轄裁判所に扶養事件の管轄権を認める規定である。

²³ これらの管轄原因が存在すべき時点については、Hausmann, a.a.O., S.365-366、Rauscher, a.a.O., S.512-513、Thomas/Putzo, a.a.O., S.2196 等を参照。

²⁴ Hausmann, a.a.O., S.365; Rauscher, a.a.O., S.510; Andrae, a.a.O., S.548。岡野・前掲注(2)62-63 頁も参照。

²⁵ Hausmann, a.a.O., S.366; Gruber, a.a.O., S.132。

²⁶ ブリュッセル I 規則 2 条 1 項の前身の規定であるブリュッセル I 条約 2 条 1 項について、Jenard, *Report by Mr P. Jenard on the Convention of 27 September 1968*, OJ 1979, C59, p.18 を参照。なお、同文献は、関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書[1]」際商 27 巻 7 号 752 頁(1999 年)を始めとする連載で翻訳されている。

²⁷ 同議定書の条文は、舟橋・前掲注(7)58-68 頁に翻訳されている。同議定書の締約国等の状況は、ハーグ国際私法会議のホームページ(前掲注(4))で確認できる。

²⁸ Gruber, a.a.O., S.132。

²⁹ Hausmann, a.a.O., S.368。同内容を定めるブリュッセル I 条約 5 条 2 項の趣旨について、Jenard, *supra* note 26 at 25 も参照。

³⁰ Hausmann, a.a.O., S.363。

この規定は、当初のブリュッセル I 条約には存在せず、デンマーク・アイルランド・イギリスの共同体加入に関する 1978 年加入条約によって、ブリュッセル I 条約に追加された規定である。この規定が追加された理由は、多くの構成国の法が、身分関係事件と扶養事件の同時審理を認めるようになったからであると説明されている³¹。

ここでいう身分関係事件とは、離婚・別居・婚姻無効・父子関係確定等の裁判である³²。身分関係事件について管轄権を有するかどうかは、「国内法」によって判断される。ここでいう「国内法」には、EU 法も含まれ、離婚・別居・婚姻無効という婚姻事件の管轄権が、ブリュッセル II a 規則により判断される場合、c 号の目的において婚姻事件について構成国が管轄権を有するかは、ブリュッセル II a 規則によって判断される³³。

もっとも、身分関係事件の管轄裁判所に扶養事件の管轄権が認められるのは、扶養事件が身分関係事件に附随する場合である。扶養事件が身分関係事件に附随するかどうかは、法廷地法によって判断されると説明されている³⁴。

また、c 号ただし書によれば、身分関係事件の管轄裁判所が、当事者一方の国籍だけを管轄原因として身分関係事件の管轄権を有する場合、身分関係事件の管轄裁判所は、扶養事件の管轄権を有さない。当事者一方の国籍だけを管轄原因とすることは過剰管轄であると考えられるためであろう³⁵。

⑤d 号

d 号は、一定の要件のもとで、親責任事件の管轄裁判所に扶養事件の管轄権を認める規定である。監護者指定の裁判と同時に扶養を命じる裁判を行うことがその例であろう。この規定は、EU 扶養規則の制定の際に新設された規定である。

親責任事件に関する裁判と扶養事件に関する裁判を同時審理すべきかという問題は、ブリュッセル II a 規則の起草過程で既に生じていた³⁶。そして、親責任事件に関する裁判と扶養事件に関する裁判を同時審理することは、単純・便宜となりうることから、ブリュッセル II a 規則により管轄権を有する裁判所は、ブリュッセル I 規則 5 条 2 項により扶養事件の管轄権を有することになる旨がブリュッセル II a 規則前文(11)に明記され、親責任事件の管轄裁判所が扶養事件の管轄権を有することが前文で明らかにされた³⁷。ルガノ条約 5 条 2 号はこれを明文化し³⁸、EU 扶養規則 3 条 d 号もこれを明文化するものである。

ここでいう親責任事件とは、ブリュッセル II a 規則 1 条 1 項 b 号に定められている「親責任の帰属・行使・委譲・制限・終了に関する民事事件」であると説明されている³⁹。親責任事件について管轄権を有するかどうかは、「国内法」によって判断される。c 号で述べたことと同様に、ここでいう「国内法」には EU 法が含まれる⁴⁰。

もっとも、親責任事件の管轄裁判所に扶養事件の管轄権が認められるのは、扶養事件が親責任事件に附随する場合である。扶養事件が親責任事件に附随するかどうかは、法廷地法によって判断されると

³¹ Schlosser, *Report by Professor Dr Peter Schlosser on the Convention*, OJ 1979, C59, p.84-86. なお、同文献は、関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書[9]」際商 28 巻 3 号 312 頁(2000 年)を始めとする連載で翻訳されている。

³² Hausmann, a.a.O., S.369; Rauscher, a.a.O., S.526-527.

³³ Hausmann, a.a.O., S.369; Rauscher, a.a.O., S.527.

³⁴ Hausmann, a.a.O., S.368; Rauscher, a.a.O., S.527. ブリュッセル I 条約 5 条 2 号について、Schlosser, *supra* note 31 at 86 を参照。

³⁵ Andrae, a.a.O., S.553; Schlosser, *supra* note 31 at 86 も参照。

³⁶ Green Paper Maintenance Obligations, COM(2004) 254 final, p.13.

³⁷ Green Paper, *supra* note 36 at 13-14.

³⁸ Pocar, *Explanatory Report by Professor Fausto Pocar*, OJ 2009, C319, p.14; Hausmann, a.a.O., S.372.

³⁹ Hausmann, a.a.O., S.372; Rauscher, a.a.O., S.529.

⁴⁰ Hausmann, a.a.O., S.372; Rauscher, a.a.O., S.529.

説明されている⁴¹。

また、d 号ただし書によれば、親責任事件の管轄裁判所が、当事者一方の国籍にだけを管轄原因として親責任事件の管轄権を有する場合、親責任事件の管轄裁判所は扶養事件の管轄権を有さない。これは、前述④の c 号ただし書と同趣旨であろう。

(3) 合意管轄

① 4 条

EU 扶養規則 4 条は、合意管轄に関する規定である。それは、次のような規定である。

「第 4 条 裁判所の選択

1 次に掲げる構成国の裁判所の 1 つ又は複数が、当事者間に生じた又は生じるかも知れない扶養義務事件における全ての紛争を解決する管轄権を有することを、当事者は合意することができる。

(a) 当事者の一方が常居所を有する構成国の裁判所

(b) 当事者の一方が国籍を有する構成国の裁判所

(c) 夫婦又は夫婦であった者の扶養義務事件においては、

(i) 婚姻事件に関するそれらの者の間の紛争について管轄権を有する裁判所

(ii) 少なくとも 1 年間、夫婦の最後の共通常居所地であった構成国の裁判所

(a)、(b) 又は (c) の要件は、裁判所の選択に関する合意が締結された時点、又は、裁判所に申立てが係属した時点に適合するものでなければならない。

合意によって与えられる管轄権は、当事者が別段の合意をした場合を除いて、専属管轄とする。

2 裁判所の選択に関する合意は書面によらなければならない。合意を永続的に記録する電磁的手段による全ての交信は、「書面」によるものとする。

3 本条は、18 歳未満の子に対する扶養義務に関する紛争には適用されない。

4 2007 年 10 月 30 日にルガノで署名された民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約(以下では、「ルガノ条約」という。)の締約国で、構成国ではない国の裁判所に専属管轄権を与えることを当事者が合意した場合、第 3 項の紛争の場合を除いて、ルガノ条約が適用される。」

ブリュッセル I 規則 23 条と同様に、当事者は、扶養事件の管轄裁判所を書面(合意を永続的に記録する電磁的手段による交信も含む)により合意で定めることができることを EU 扶養規則 4 条は定める。扶養事件で合意管轄を認めたのは、法的安定性、予測可能性及び当事者自治を強化するためであると説明されている(前文(19))。

しかし、後述②③のとおり、EU 扶養規則 4 条は、18 歳未満の子に対する扶養義務については、管轄合意を認めず(3 項)、また、管轄合意が認められる場合であっても、合意できる裁判所を限定している(1 項 1 文)。これらの点で、EU 扶養規則 4 条は、ブリュッセル I 規則 23 条の合意管轄と同じではない。

なお、ルガノ条約との関係(EU 扶養規則 4 条 4 項も含む)については、前掲注(13)で挙げた文献を参照。

② 18 歳未満の子に対する扶養義務の除外

EU 扶養規則 4 条 3 項によれば、18 歳未満の子に対する扶養義務について、当事者は管轄合意をす

⁴¹ Hausmann, a.a.O., S.372; Rauscher, a.a.O., S.529.

ることができない。これは、弱者保護のためであると説明されている(前文(19))。

③管轄合意に対する量的制限

管轄合意が認められる 18 歳以上の子に対する扶養義務であっても、EU 扶養規則 4 条 1 項は、当事者が選択できる裁判所に量的制限を加えている。すなわち、当事者は、構成国の裁判所で、(a)当事者の一方の常居所地の裁判所、(b)当事者の一方の国籍国の裁判所、(c)夫婦又は夫婦であった者の扶養事件では、(c-1)婚姻事件の管轄裁判所、(c-2)少なくとも 1 年間、それらの者の最後の共通常居所であった地の裁判所から、管轄裁判所を選択することができる。これらの基準時は、合意締結時と申立て係属時のいずれでもよい(同条 1 項 2 文)。

④合意管轄の専属性

管轄合意が有効とされる場合、その合意による管轄権は、当事者が別段の合意をした場合を除いて、専属管轄となる(同条 1 項 3 文)。

(4) 応訴管轄

EU 扶養規則 5 条は、応訴管轄に関する規定である。それは、次のような規定である。

「第 5 条 被告の応訴に基づく管轄権

本規則の他の規定による管轄権のほか、被告が応訴した構成国の裁判所は管轄権を有する。ただし、応訴が管轄権を争うためになされた場合には、この限りではない。」

これによれば、管轄権を争うために応訴がなされた場合を除いて、被申立人が応訴した構成国の裁判所は管轄権を有する。この規定は、ブリュッセル I 規則 24 条やブリュッセル条約 18 条と同内容である。ブリュッセル条約 18 条について、この管轄権は、服従から推認される管轄権であると説明されている⁴²。婚姻事件や親責任事件の管轄規定等を定めるブリュッセル II a 規則には、応訴管轄を認める規定はない。

なお、前述(3)②のとおり、EU 扶養規則 4 条 3 項は、弱者保護のため、18 歳未満の子に対する扶養義務については合意管轄を認めないが、応訴管轄について定める 5 条には、そのような制限はない。立法論としては、管轄権を争う権利があること、及び、応訴すること又は応訴しないことの結果を被告が知らされることを保障するブリュッセル I a 規則 26 条 2 項の適用を拡張することが主張されている⁴³。

(5) 補充管轄

EU 扶養規則 6 条は、同規則 3・4・5 条及びルガノ条約により、構成国もルガノ条約締約国も扶養事件の管轄権を有さない場合について定める規定である。それは、次のような規定である。

「第 6 条 補充的管轄権

第 3 条、第 4 条及び第 5 条によれば、構成国のどの裁判所も管轄権を有さず、かつ、ルガノ条約の規定によれば、ルガノ条約締約国で、構成国ではない国のどの裁判所も管轄権を有さない場合、当事者の共通国籍国が管轄権を有する。」

これによれば、EU 扶養規則 3・4・5 条及びルガノ条約により、構成国もルガノ条約締約国も扶養

⁴² Jenard, *supra* note 26 at 38.

⁴³ Hausmann, a.a.O., S.390.

事件の管轄権を有さない場合、当事者の共通国籍国が管轄権を有する。ブリュッセル I 規則 4 条 1 項によれば、被告(被申立人)が構成国外に住所を有する場合、ブリュッセル I 規則は適用されず、構成国国内法が適用されるが、EU 扶養規則では、そのように構成国国内法に委ねる余地を残すべきではないと考えられ、補充管轄を定めることとされたと説明されている(前文(15))。

なお、ルガノ条約との適用関係については、前掲注(13)で挙げた文献を参照。

(6) 緊急管轄

さらに、EU 扶養規則 7 条には、緊急管轄に関する規定が置かれている。

「第 7 条 緊急管轄権

第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条によれば、構成国のどの裁判所も管轄権を有さない場合で、紛争に密接に関連する第三国で、手続が、合理的に提起若しくはなしえない、又は、不可能であるときには、例外的に、構成国の裁判所は管轄権を有する。

その紛争は手続に係属する構成国と十分な関連を有さなければならない。」

この規定は、司法拒絶の状況を救済するために、例外的に、第三国と密接に関連する事件について審理する緊急管轄権を構成国の裁判所に与えるものである(前文(16))。手続が、合理的に提起若しくはなしえない、又は、不可能である例外的な場合の例として、内戦が挙げられている(前文(16))。緊急管轄権が認められるためには、その紛争は手続に係属する構成国と十分な関連を有さなければならないが、十分な関連を有する場合の例として、当事者一方の国籍国であることが挙げられている(前文(16))。

(7) 変更の申立ての管轄権

扶養事件の裁判の変更に関する申立ての管轄権を定める特別規定は、EU 扶養規則にはなく、これは、上述の 3 条から 7 条までの管轄規定によって判断されることが原則となる⁴⁴。

もともと、EU 扶養規則 8 条 1 項は、扶養債権者の常居所地である 2007 年ハーグ条約締約国で決定が下された場合、扶養債権者が決定国に常居所を有し続けている限り、同条 2 項で定められている一定の場合を除いて、扶養債務者は、扶養債権者の常居所地以外で、決定の変更の申立てをすることができない旨を定める。これは、2007 年ハーグ条約 18 条に対応した規定である。EU 扶養規則 8 条 1 項により、(ア)扶養債権者が外国で手続追行させられることを防ぎ、扶養債権者を保護できる、(イ)扶養債務者に不利な当初の裁判を扶養債務者に変更させないようにすることができる、(ウ)矛盾する決定の回避に資することになる、(エ)手続を 1 つの裁判所にまとめることができる、(オ)2007 年ハーグ条約と平仄が合うと説明されている⁴⁵。

なお、8 条 1 項が適用されない同条 2 項の場合とは、(a)他の構成国の裁判所が管轄権を有することを、当事者が 4 条により合意した場合、(b)5 条により、扶養債権者が他の構成国の裁判所の管轄権に服する場合、(c)2007 年ハーグ条約締約国である決定国が、変更申立ての管轄権を行使できない又は拒否する場合、(d)同条約締約国である決定国で下された決定が、変更が行われる構成国で承認されない又は執行可能と宣言されない場合である。

⁴⁴ Hausmann, a.a.O., S.395; Rauscher, a.a.O., S.565; Thomas/Putzo, a.a.O., S.2196; Andrae, a.a.O., S.559.

⁴⁵ Hausmann, a.a.O., S.394. Rauscher, a.a.O., S.564 も参照。

3. 若干の考察

3.1: 法定管轄について

EU 扶養規則 3 条では、(a)相手方の常居所地の裁判所、(b)扶養権利者の常居所地の裁判所、(c)一定の要件の下で、身分関係事件の管轄裁判所、(d)一定の要件の下で、親責任事件の管轄裁判所が扶養事件の管轄権を有する。

ところで、日本では平成 28 年の第 190 回国会(常会)に「人事訴訟法等の一部を改正する法律案⁴⁶⁾」(以下では、「法律案」という。)が提出されていたが、法律案には、扶養事件の国際裁判管轄規定が含まれている。それによれば、親族関係から生ずる扶養義務に関する審判事件については、扶養義務者であって申立人でない者又は扶養権利者の住所が日本にあるとき、日本は管轄権を有する(家事事件手続法 3 条の 10)。もっとも、特別の事情がある場合には、その申立ては却下される(同法 3 条の 14)。また、扶養事件が離婚の訴え等に伴うものである場合、日本が離婚の訴え等の管轄権を有すれば、離婚の訴え等に伴う扶養事件について、日本は管轄権を有する(人事訴訟法 3 条の 4)。もっとも、特別の事情がある場合には、その申立ては却下される(同法 3 条の 5)。

EU 扶養規則と日本の法律案の規定を見比べると、EU 扶養規則では、一定の要件の下で、親責任事件の管轄裁判所にも扶養事件の管轄権を認めていること、及び、特別の事情による却下の余地がないことから、EU 扶養規則のほうが法律案よりも広く、扶養事件の法定管轄を定めているといえよう。特別の事情による却下の可能性がある日本の立法ではいっそう、扶養事件の法定管轄について、EU 扶養規則と同様の管轄権を認める余地はあるように思われる。

3.2: 管轄合意・応訴管轄について

EU 扶養規則の 4 条は合意管轄、5 条は応訴管轄について定めている。これに対して、法律案には、合意管轄や応訴管轄に相当する規定はない。もっとも、法律案が作成されるまでの審議では、合意管轄や応訴管轄に関する一般規定を置くことも審議され、合意管轄・応訴管轄については、肯定的な見解と否定的な見解が出されていた⁴⁷⁾。

立法論としては、扶養事件の財産法的側面を考慮すると、合意管轄・応訴管轄とも認める余地はあるように考える。もっとも、扶養事件のうち、子が当事者となるものについては、子に対する十分な配慮が必要だろう。この点、18 歳未満の子に対する扶養義務について、管轄合意を認めない EU 扶養規則 4 条 3 項は注目すべき規定であると思われる。また、応訴管轄でも、子が当事者である場合についての配慮が必要と思われ、2.3(4)で述べたブリュッセル I a 規則 26 条 2 項が参考になろう。

3.3: 債務者による変更の申立てについて

EU 扶養規則 8 条では、債務者による変更の申立てについては、扶養債権者を保護するため、管轄権が制限されている。法律案には EU 扶養規則 8 条のような制限はないが、同規定は、特別の事情の判断での解釈において参考になると思われる。

⁴⁶⁾ この法律案の条文や法案の状況は、衆議院のホームページ[<http://www.shugiin.go.jp>]等で参照できる。

⁴⁷⁾ 例えば、「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会報告書」61 頁(2014 年)を参照。この文献は、www.moj.go.jp/content/000122844.pdf より入手可能である。

4. 最後に 扶養事件と親責任事件の違い

法律案は、離婚の訴え等に伴う親権者指定、監護者指定、養育費を文言上は区別せず、離婚の訴え等との同時審理を認めている(人事訴訟法 3 条の 4)。EU 法では、EU 扶養規則が、離婚の訴え等に伴う扶養事件に関する裁判の管轄権を離婚等管轄国に認める要件と、ブリュッセル II a 規則 12 条が、離婚の訴え等に伴う親責任事件に関する裁判の管轄権を離婚等管轄国に認める要件は、異なっている⁴⁸。今後、離婚の訴え等に伴う親権者指定・監護者指定・養育費を区別して考えるべきかという点も含めて、扶養事件の国際裁判管轄権について、さらに研究を進めてみたい。

⁴⁸ ブリュッセル II a 規則 12 条については、拙稿「離婚の訴えに伴う親権者指定等に関する裁判についての離婚管轄国の国際裁判管轄権」福岡 60 巻 4 号 28-31 頁(2016 年)も参照。